

# 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 液化石油ガス小委員会（第20回）

## 議事録

日時：令和7年12月25日（水曜日）10時04分～11時44分

場所：オンライン

### 議題：

- 1 「液化石油ガス安全高度化計画 2030」の中間評価及び見直しの方向性について 【審議】
- 2 その他

### 議事内容：

○石津ガス安全室長 お待たせいたしました。ガス安全室の石津でございます。

定刻となりましたので、ただいまから第20回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会を開催いたします。

本日は、ウェブ会議を用いて実施しておりますので、御発言の際はマイク、カメラをオンにして御発言をお願いいたします。今回も委員の皆様にはオンラインで御参加いただいているますが、大谷委員長には会議室にお越しいただいております。

それでは、開催に当たりまして、事務局を代表して大臣官房技術総括・保安審議官の湯本から挨拶をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○湯本技術総括・保安審議官 皆さん、おはようございます。技術総括・保安審議官の湯本です。

委員の皆様におかれましては、日頃よりLPGガスの保安行政に関しまして、御協力、御支援を賜り、誠にありがとうございます。また、本日は年末のお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

2021年4月に液化石油ガス安全高度化計画2030を公表してから間もなく5年となります。LPGガスは地域の暮らしを支える重要なインフラとして人々が安全に使用できることが何よりも重要ですが、これを実現する一助になっているものと思っております。

液化石油ガス法におきましては、死亡者が発生するような重大事故は、令和4年以降発生しておりません。これはLPGガス業界の皆様の御尽力の賜物にほかなりませんが、かかる状況やこのための取組を継続し、さらに深化させていかなければならないと考えております。また、近年では災害の激甚化、頻発化、設備の老朽化ですとか少子高齢化社会の到来など、社会課題への対応も求められているところです。

本日の委員会では、これらに加えまして、コロナ禍以降の経済活動が戻ってきている変化なども踏まえて、液化石油ガス安全高度化計画2030の中間評価及び見直しの方向性について御審議いただくこととしております。より一層の安全高度化への取組に向けて見直すべき事項について、委員の皆様の御知見をいただければと思っております。ぜひとも忌憚のない御意見、活発な御議論をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○石津ガス安全室長 ありがとうございます。審議官の湯本が所要により途中退席をさせていただく予定となっております。御了承いただければと存じます。

それでは、まず事務局より会議定足数の報告、議事の扱い等について御説明いたします。本日の会議は、過半数以上の委員に御出席いただいており、定足数を満たしております。なお、斎藤委員及び横山委員におかれましては、所要により御欠席の旨、御連絡いただいております。

会議終了後ですが、議事録は委員の皆様に御確認いただいた後にウェブサイトに公開することを予定しています。

ここで、今回から新しく就任された3名の委員を御紹介させていただきます。公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会会員・小笠原むつみ委員、小笠原委員から一言お願いいたします。

○小笠原委員 小笠原と申します。本日はよろしくお願いします。日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会から参加させていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○石津ガス安全室長 よろしくお願いいたします。次に、特別民間法人高压ガス保安協会会长・加藤洋一委員、よろしくお願いいたします。

○加藤委員 おはようございます。高压ガス保安協会の加藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○石津ガス安全室長 よろしくお願いいたします。次に、茨城県防災・危機管理部長・横山卓生委員、本日は都合により欠席ということで、代理にて、茨城県防災・危機管理部消防安全課産業保安室・斎藤室長に御参加いただいております。斎藤室長、一言お願ひいたします。

○斎藤代理 茨城県防災・危機管理部消防安全課産業保安室長の斎藤と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○石津ガス安全室長 よろしくお願ひいたします。また、これまで本委員会の委員であった坂田委員、近藤委員、山崎委員が御退任となりました。各委員には長きにわたり、LPGガス保安に対する貴重な御意見をいただきましたこと、この場を借りて感謝申し上げたいと思います。

それでは、ここからの議事進行につきましては、大谷委員長にお願いいたします。

○大谷委員長 大谷でございます。委員長を仰せつかっております。よろしくお願ひいたします。

今年は、液化石油ガス関係ではそれほど大きな事故がなかったと思って安心しているところなのですけれども、御承知のように八潮で大きな道路の陥没事故がございまして、トラックが巻き込まれるというがありました。万が一ということですけれども、あれもタンクローリーが巻き込まれたらどうなっていたのだろうというのが心配されるところであります。このようなインフラの事故というのは、これから増えてくるのではないかと思われますので、それによるもらい事故というとあれですけれども、それに関係したような事故というのもこれから気をつけていく必要があるかなと思っているところでございます。

それでは、本日御審議いただきたい議題は1件でございまして、議題1、液化石油ガス安全高度化計画2030の中間評価及び見直しの方向性についてということで御意見いただきたいと思っております。それでは、まず事務局から資料1－1に基づいて説明をお願いいたします。

○石津ガス安全室長 では、資料1－1に基づきまして御説明をさせていただきます。液化石油ガス安全高度化計画2030中間評価及び計画見直しの方向性について御説明いたします。

次お願いいたします。目次は以下のとおりとなります。

次お願いいたします。液化石油ガス安全高度化計画2030の中間評価についてでございます。中間評価を行う背景につきましては、液化石油ガス安全高度化計画2030において以下のように記載されております。

一番下のポツの部分ですが、目標期間内における対策状況を評価し、対策の重点化や新たなリスクへの対応につなげるため、5年の経過時期において、総合的かつ多角的な中間評価を実施し、必要な計画の見直しを検討すると記載されておりまして、5年目を迎えた本年に中間評価を行い、計画の見直しを検討することとしております。

参考といたしまして、高度化計画の概要をおつけしております。

計画の中間評価のスケジュールはこちらになります。まず今回、中間評価及び計画の見直しの方向性について御議論させていただきます。御議論を踏まえまして、来年3月の委員会で計画の改定案について議論いただき、いただいた意見を踏まえまして、改定後の液化石油ガス安全高度化計画2030の公表を4月に予定しております。

液化石油ガス安全高度化計画2030実施期間における事故の状況について御説明いたします。計画の中間評価、計画の見直しに当たって、現在の事故の状況について振り返ってみたいと思います。

こちらは、液化石油ガス法に係る事故発生状況の件数の推移です。1967年からLPGガスの事故発生状況をまとめております。棒グラフが事故の件数、折れ線グラフの水色が負傷者数、赤が死者数となっております。

事故件数は1979年に最高の793件を記録した後、マイコンメーターやガス漏れ警報器、ヒューズガス栓等の安全器具の普及促進に官民一体で取り組んだ結果、1997年には68件まで大幅に減少いたしました。1998年から2005年までは75件から120件で推移。2006年には、法令遵守の徹底指導やパロマ製湯沸かし器に係る事故発生に伴う事故届出の要件の明確化等により、潜在化していた事故の捕捉率が向上し、2006年以降の事故は少し増加しております。それ以降は200件程度で横ばいに推移しております。

次お願ひいたします。先ほどのグラフから負傷者と死者の数の推移を抜き出したものとなります。こちらも1978年から79年のピークを最後に減少しております。死者は、直近ではゼロから1名、負傷者は20から40名程度で推移しております。

重大事故についてですが、計画期間中1件、重大事故が発生しております。平均で見ると、棒グラフの左側の計画以前の5年の平均は0.8件、計画開始後の4年の平均は0.25件となっておりまして、減少している状況です。

次お願ひいたします。こちらは2021年1月の事故を示しております。秋田県の一般住宅で爆発火災事故が発生し、1名の方がお亡くなりになりました。事故概要としては、落雪により容器バルブと圧力調整器との接続部及び供給管とガスマーテー入り口部が損傷し、いずれかからガスが漏えいしたと推定しております。雪下ろしの雪に囲まれた家屋の周辺や床下に漏えいしたガスが滞留し、何らかの原因でガスに着火して爆発したものと推定されております。

右下の絵を見ていただくと分かるように、雪下ろしの雪に囲まれて雪が壁になっているところにガスが漏えいし、家屋に充满したことが原因になったと考えられています。

下の枠に雪害による事故対策の取組状況を記載しております。消費者向けのリーフレットの作成や雪害の事故を分析し、地域ごとの特性をまとめ、災害予見性マップとして公表し、対策に役立てていただいております。販売事業者の皆さんには、雪害の可能性のある供給設備については、安全な位置への容器の移設、折損防止型調整器への交換を進めるなど、対策を講じていただいているます。

次お願ひいたします。ここからは事故全体を見ていこうと思います。まずは事故発生状況と安全指標との比較でございます。左から、計画以前の5年の平均事故状況、次に安全高度化指標、次に高度化指標実施期間中4年間の平均、最後は安全高度化指標との比較となります。事故の件数が指標となっておりますので、指標を下回るという記載が、事故が少なくてよいものとなり、指標を上回るというのは、指標より事故が起きているということで、悪い結果になっております。上回る部分は赤字で表示してございます。全体としては、死亡事故、傷害事故ともに安全指標を下回っています。

さらに、①から③と事故を様々な角度で分析しております。死亡事故については、先ほど御説明したとおり、②の起因者別としてはその他となり、③の場所別では住宅での事故となりまして、それぞれ指標としては0から0.2件未満のところ0.25件ですので、指標を上回っています。

傷害事故については、①販売形態別では、質量販売の事故が4.75件と3件未満の指標に対して上回っています。②起因者別では、消費者起因の事故が16件と指標の15件未満を上回っています。また、その他についても5.75件と5件未満を上回っています。③場所別では、業務用施設が13.25件と11件未満の指標を上回っています。赤字で示した部分については、対策が必要なところではないかと考えております。詳細については次のページ以降で説明しております。

次お願ひいたします。まず①販売形態別の質量販売における傷害事故についてです。これ以降も同じですが、棒グラフの左側で計画以前の5年間である2016年から2020年の平均と、高度化計画の期間内である4年間の平均の比較を行っております。3.4件から4.75件と増加しており、3件未満の指標を上回っているという状況です。

使用場所については、真ん中の円グラフで示したようにキッチンカーが一番多くなっています。また、原因としては、右の円グラフで示したような内容でございますが、バルブ、ガス栓などの開閉ミスや接続不良、点火ミスなど、いずれもヒューマンエラーによるものとなっております。

次お願いいたします。事故ごとにどういった事故なのか御理解が深まるように事例をおつけしております。ここでは説明を割愛いたします。

次に、②起因者別の消費者に起因する傷害事故についてです。計画以前が15.4件、現在が16件ですので少し増加しています。真ん中の円グラフで場所別に見ると、飲食店やその他業務用など、業務用施設が多数を占めています。右側の円グラフで原因を示しておりますが、点火ミスやバルブ、ガス栓などの開閉ミスなどヒューマンエラーが多くなっています。

次お願いします。起因者別のその他に起因する傷害事故については、棒グラフの左側を見てみると6.2件から5.75件と少し減少しております。起因者を詳細に見てみると真ん中の円グラフとなりますが、販売事業者以外の事業者によるものが多く、他工事事業者、ガス工事事業者によるものとなっております。原因は右の円グラフになりますが、開閉・点火ミスや他工事による配管の損傷など、工事や作業に起因するものが多くなっています。

次お願いします。ここまで傷害事故を中心に見てまいりましたが、こちらはガス漏れといった死傷者が出ない事故を含むガス事故全体における他工事事故の発生状況を見たグラフになります。他工事事業者に起因する事故の発生件数は増加傾向を示しておりまして、棒グラフ左側の計画以前の5年の平均が48.6件であったのに比較して66.5件と20件近く増加しています。

また、事故全体の起因者別の割合を真ん中のグラフで示しておりますが、他工事事業者が32%と最も多くなっています。右側の円グラフでは他工事の詳細を見ておりますが、上下水道が28%と最も多くなっており、解体、建築・土木、リフォームといった住宅周りの工事により事故が発生しています。

次お願いいたします。こちらは他工事での事故事例となっております。説明は割愛いたします。

③場所別の業務用施設での傷害事故についてまとめております。業務用施設での傷害事故は、11件の指標に対し13.25件であり、指標を上回っています。計画以前との比較は棒グラフの左側ですが、平均12.4件から13.25件と少し増加しています。

真ん中の円グラフで示しておりますが、場所としては飲食店が最も多く62%を占めております。原因是、右の円グラフになります。点火ミスが最も多く、続いて換気不足やバルブ・ガス栓などの開閉ミスといったヒューマンエラーが多くなっております。

次お願いします。こちらも事故の事例でございますので、説明は割愛させていただきま

す。

次に、業務用施設でのCO中毒事故の発生状況についてまとめております。CO中毒事故は、計画以前と比べると減少しております。計画以前では、一般家庭のCO中毒事故もありましたが、高度化計画期間中においては、発生場所は全て業務用施設となっております。場所は飲食店が最も多く、原因は右の円グラフになりますが、いずれも換気、給排気の不良によるものとなります。換気扇の未使用や窓を開けていなかったというもの、換気扇や窓を使用して窓も開けていても換気が足りないといったものもあります。あと、機器の給排気のメンテナンスが行き届いていなく、不完全燃焼に至ったというものもござります。

CO中毒事故は、9件のうち8件はCO警報器等が未設置または取り外されていた事例であり、対策としてCO警報器等の設置、若しくは取り外さないように周知を実施いたしました。2021年から2022年にかけては、CO中毒事故は発生しておらず、コロナの影響で飲食店の営業も減っていたり、窓を開けて換気がしっかりできていたという点が大きく影響しているのではないかと思われます。

次お願いいたします。こちらも説明は割愛させていただきます。

ここからは、実行計画の主な取組状況について御説明いたします。

まず、アクションプランの項目と主体者を示したものになります。国が主体者となっている部分に関する取組状況を次にまとめております。

次お願いします。CO中毒事故防止については、関係省庁や関係団体と毎年、業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議を開催し、意見交換を行い、事故防止に向けた協力要請を行っております。

次お願いいたします。他工事事故防止については、国交省や厚労省に対し、他工事事故防止のための工事前のガス事業者への照会や工事の立会いなどの協力要請を実施しています。

質量販売では、質量販売緊急時対応講習の制度を開始し、消費者への保安意識の向上に努めました。

次お願いします。自然災害対策といたしましては、LPGガス災害対策マニュアルの作成、更新を行っております。容器の転倒・流出防止対策として、鎖の二重掛け等の法令改正を実施しております。

次お願いします。保安管理体制については、保安人材育成のための教育プログラムとし

て、毎年eラーニングを実施しております。

スマート保安の推進としては、LPWAにおける集中監視システムの普及を背景に、認定液化石油ガス販売事業者数が年々増加しています。

次お願いいたします。保安の広報を多く行っているところではございますが、今年度は10月のLPガス消費者保安月間と9月から11月の都市ガスのガスと暮らしの安心運動期間の連携を図り、新たに経済産業省Xアカウントを使い、LPガスの安全に係る広報活動の推進を実施しました。毎週Xの投稿を行い、さらに関係省庁との連携を図ることにより、多くのインプレッションをいただきました。

9月29日の飲食店向けの注意喚起では5万6,000件の表示をいただいております。今後もこういった取組を行っていかなければと考えております。

次お願いします。また、液石法については、行政機関は国だけではなく、都道府県や政令都市においても対応しておりますので、関係者として主体的にアクションプランに取り組んでいただいております。ここではその例を示しております。

次お願いいたします。これまでの事故の状況や取組の状況を確認した上で、液化石油ガス安全高度化計画2030の見直しの方向性をまとめております。

まず、中間評価のまとめ欄を示しております。上の欄では現在の状況を示しています。死亡事故の2021年から2024年の年平均は0.25件、傷害事故が24.25件で、死亡事故、傷害事故ともに安全高度化指標を下回っており、指標という目標値より事故が少ない状況でございます。

他方、販売形態別で質量販売、起因者別で消費者及びその他、場所別で業務用施設における傷害事故については、安全高度化指標と比較した場合、指標を上回る状況、指標より事故が多い状況となっております。

これらを踏まえた評価といたしましては、高度化計画に基づくこれまでの取組は一定の有効性があったものと認められる。引き続き、同計画の安全高度化目標である2030年の死亡事故ゼロに向けてこれまでの取組を継続。加えて、指標を上回る項目を中心に安全高度化目標の達成に向けた行動計画の追加の必要性について検討しております。

次お願いします。加速する環境変化を踏まえた見直しに向けてということで、2021年時点で取りまとめた今後の10年間に想定される環境変化を左側に記載しております。①から⑤について、10年後の環境変化があるとしておりました5年経った現時点での状況を右側に記載しております。

まず、①過疎化・高齢化については、過疎化・高齢化とともに進んでいることがうかがえます。

②人手不足、外国人の増加としても、人手不足は加速化し、外国人についてもどんどん伸びている状況です。

③新たなデジタル技術の導入に伴う変化といたしましては、L PWAやA Iを活用した配達業務の効率化が進み、第7次エネルギー基本計画では、L Pガスのカーボンニュートラル対応を推進すべく、r DMEを混入した低炭素L Pガスの導入の取組が進んでおります。

④自然災害の多発化・激甚化につきましては、能登半島地震が発生するなど、多くの自然災害が発生しています。また、第7次エネルギー基本計画において、L Pガスは災害時にはエネルギー供給の最後の砦と位置づけられました。

⑤感染症対策については、2023年に新型コロナウイルス感染症の位置づけを、いわゆる2類相当から5類感染症へ変更され、一時期より落ち着いた状況となっています。

これらを踏まえ、⑤感染症対策を除き、これらの環境変化は今後も加速すると予想されるため、引き続き①から④の環境変化を踏まえた取組を進めることとしてはどうかとしております。

次お願いします。これらを踏まえたアクションプランの見直しについて、まず全体像としては、質量販売、他工事対策、CO中毒対策を含めた業務用施設での対応となります。上に現在の取組、下に見直しの方向性を示しております。

質量販売では、これまでに加え、さらなる広報の強化、質量販売緊急時対応講習への実技講習の追加。他工事対策としては、さらなる周知の徹底、事業者によるさらなる取組強化。業務用施設については、さらなる広報の強化、一般消費者の安全意識向上のための取組強化を挙げております。詳細については、次のページ以降に記載しております。

次お願いします。質量販売につきましては、質量販売されたL Pガスを安全に使用するため、動画やリーフレットを作成し、経済省ウェブサイト等で広報を実施しております。また、2022年に保安業務告示及び通達の一部改正を実施し、消費者自身が緊急時に必要な措置を自ら行うことが可能となるよう、質量販売緊急時対応講習の制度を構築したところです。キャンピングカー、キッチンカー等を利用される一般消費者に対して、さらなる広報の強化を図り、質量販売緊急時対応講習の積極的な講習を促す環境づくりを行ってはどうかと考えております。また、動画や座学だけでは補えない部分として、実技講習を追加

してはどうかと考えております。

次お願いいたします。質量販売に係る制度改正についてまとめております。現在4機関において講習を実施していただいております。また、自然災害発生時を想定した職務における支援活動の実施の迅速化の観点から、国または地方公共団体における講習の特例を設けました。

次お願いします。他工事における事故の発生は、先ほども申し上げましたが、現在増加しております。他工事事故防止のため、一般消費者、建設工事事業者向けにリーフレットを用いた広報、関係省庁、関係業界への協力要請、LPGガス販売事業者への教育を毎年実施しているところです。

現在の取組を継続的に行いつつ、さらなる周知の徹底として、他工事を実施する事業者への継続的な周知の徹底を図ることが重要と考えております。今後も広報、周知活動等を継続しつつ、関係省庁や関係機関とも連携したSNS等を活用した情報発信の実施や、届出窓口に近い自治体からの周知活動なども重要と考えております。

LPGガス販売事業者によるさらなる取組強化としては、一般消費者の住宅工事での破損等が多いことから、販売事業者から一般消費者への働きかけも重要と考えております。

また、右下に示した埋設管表示シールは、勉強会において会員企業向けに配布、販売して、LPGガス管が分かるような表示を行っていただいているといった優良事例となります。このような取組をさらに広げていければと考えております。

次お願いします。最後に、業務用施設でのCO中毒事故を含む事故対策です。一般消費者に起因する傷害事故の2021年から2024年の年平均は16件となり、15.4件と比較して増加しております。また、使用場所は飲食店が27件と最も多く、一般家庭より業務用厨房での比率が高くなっています。

飲食店向けにリーフレットを用いた広報や関係省庁、関係業界への協力要請、販売事業者等への教育機会の提供を行っているところでございます。現在の取組に加えて、業務用施設での事故が多く、人員の入れ替わりがあることを踏まえれば、広報を粘り強く行うことが重要と考えております。LPG販売事業者による周知に加え、さらなる周知の強化を図ることが重要と考えます。

一般消費者の安全意識向上のための取組強化を図ることも考えております。これまでリーフレットでの広報を行っておりましたが、動画などを活用した広報も有効であり、都市ガスとも連携した広報を実施していければと考えております。一般消費者にも安全意識向

上のための取組ができればと考えております。

今回は、液化石油ガス安全高度化計画2030のアクションプランを実施していただいている全国LPGガス協会及び高圧ガス保安協会から取組状況と振り返りについて御発表いただきます。また、日本エルピーガス供給機器工業会、ガス警報器工業会、日本ガス石油機器工業会には、現在の取組状況についてまとめていただき、資料の御提供をいただいております。参考資料1、2、3を御覧ください。全体の取組状況等も踏まえ、中間評価及び見直しの方向性について御意見をいただければと存じます。

私からの説明は以上です。

○大谷委員長 ありがとうございました。続いて、各関係団体から本計画の取組状況及び振り返りについて御説明をお願いいたします。

まずは、一般社団法人全国LPGガス協会から資料1—2に基づいて御説明をお願いいたします。

○村田オブザーバー 一般社団法人全国LPGガス協会専務理事の村田でございます。それでは、御説明いたします。

私ども全国LPGガス協会というのは、LPGガスのお客様への流通段階の中の卸売業者と小売業者に関わる団体でございます。ということで、我々が主体的に行ってている活動について御説明いたします。

次のスライドをお願いします。LPGガス安心サポート推進運動と銘打って、国の計画と一体となって実施をしているところでございます。運動の期間、令和3年度から7年度ということで、この5年間行ってまいりました。

重点取組項目としましては、下のところに書いてございます業務用施設ガス警報器連動遮断の推進、それから業務用換気警報器の設置促進、軒先容器の流出防止対策の徹底、それと他工事事故防止対策となってございます。

次のスライドをお願いいたします。このスライドの右側に書いてございますけれども、赤字のところが重点項目となっておりまして、先ほど御説明した4項目も入ってございます。

次のスライドをお願いいたします。業務用換気警報器の設置促進でございます。令和4年にかけましてはCO中毒の発生はなかったわけでございますが、令和5年に4件、令和6年に5件の事故が発生しているということで、最近増えてございまして、業務用換気警報器の設置の重要性を啓発するために、CO中毒の危険性及び予防策に関する情報周知を

図るということで、チラシとかメールマガジンを通じて実施しております。なお、業務用換気警報器の設置率は徐々に上がってきてている状況でございます。

次のスライドをお願いいたします。これは業務用換気警報器の設置促進の活動実績でございまして、チラシ、それからここにございますように食品衛生協会のメルマガを活用して、そういった周知活動を行っているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。周知チラシによる啓発活動でございます。近年のCO中毒事故は、業務用厨房施設に集中しているということでございまして、経産省とか関係団体と連携しまして、チラシによるCO中毒の危険性や予防策に関する情報周知、啓発を実施しているところでございます。

それから、ガス栓とガス機器をつなぐガスコードやソケットで起きる事故で、経年劣化に伴う製品事故が増えているということでございまして、安全な消費機器等の普及促進として、日本ガス石油機器工業会と連携して情報周知、啓発を実施しているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。これは特に消費者向けの周知文書でございまして、日本語だけではなくて外国語、ここにございますように5か国語で周知活動を実施しております。最近は飲食店等、特に外国人の方が経営されている、あるいは外国人の方が実際に厨房でスタッフとしているということが非常に増えておりますので、こういった外国語による周知活動の実施も重要と考えている次第でございます。

次のスライドをお願いいたします。ガス警報器の設置率向上、期限管理の徹底でございます。5年前になりますけれども、福島県郡山で大きな事故がございまして、あれから5年経過しております、この事故を教訓としまして、事故リスクの高い業務施設に焦点を当てた対策を継続するとしております。特に郡山での爆発事故以降、警報器の製造後5年という交換期限が過ぎている場合、速やかな交換措置を講じるように求めてまいりたいと思っております。

次のスライドをお願いいたします。業務用施設のガス警報器連動遮断の推進でございまして、業務用施設におきましては、安全装置が組み込まれていない業務用燃焼機器が存在するということでありまして、ガス漏れが仮にあった場合、自動的にガスを遮断するシステム、特にガス警報器とメーターを連動させるシステムの普及を図ることが重要だと考えております。

このため、ガス警報器工業会との連携、協力を得まして、各地で販売事業者向けの講習

などを実施しているところでございます。おかげをもちまして、ここにございますように徐々にではございますが、メーター連動率も上がってきている状況でございます。

次のページをお願いいたします。その他事故対策ということで、他工事関連の周知でございます。LPGガス安全委員会が作成しました保安ガイドチラシを販売事業者が配布することで、消費者と事業者双方への安全意識の向上を図ったところでございます。

右下にございますように、埋設ガス管に注意というタグ、こういったものを掲示することによりまして、他工事の皆様方に注意喚起を行い事故防止を図ったところでございます。

また、日本液化石油ガス協議会と共に講習を実施しまして、販売業者向けにこういった事故が発生しやすい具体例とか対策を紹介することで、現場レベルでの情報の共有と活用を促進したところでございます。

次のスライドをお願いいたします。事業者、消費者がLPGガスを安全利用できるようにということで、LPGガス質量販売の解説マニュアルですか周知文書といったものを活用して啓発を図っているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。地震、水害、雪害対策の一環として、重大事故対策である軒先容器の流出防止対策でございますが、二重がけの促進ということで行ってまいりました。令和3年6月の省令改正で措置されたものでございますが、令和6年3月時点の調査結果では措置済みの割合が78%ということで、同年6月までに達する見込みが90%になったということでございまして、未措置箇所については期限までの確実な完了を要請したところでございます。

なお、改正省令施行後の災害、令和6年8月の台風10号、それから令和6年9月の能登半島豪雨等におきまして、容器流出の被害報告は確認されていないところでございます。

このページの右下のイラストにございますように、LPGガスのシリンダーの上と下両方に二重にかけることで流出防止を図っているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。自主保安活動チェックシートというものでございまして、事業者に自ら、リスクマネジメントを行ってもらうということで、販売事業者への自主保安活動の徹底を図ることにしております。この自主保安活動チェックシートを活用して、事業者が自己診断を実施するということで、自らの保安状況を客観的に把握して、改善を引き続き行ってもらうことで保安レベルの向上を図るようにしております。

このチェックシートの結果に基づきまして、令和7年度の液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰におきまして、優良15社が表彰を受けたところでございます。

引き続きこういった活動を注力してまいりたいと思っております。

次のページをお願いいたします。関係団体等の講演でございます。専門の関係団体の皆様から講演を行っていただきまして、関係者の理解を図るということを行っております。

例えば、ここに幾つか団体を挙げておりますが、ガス警報器工業会からは業務用施設でのガス警報器とガスマーテーの連動遮断、それから、業務用厨房でのCO中毒の防止対策ということで、専門的な観点から説明を行っていただいてございます。ここにございますように、各団体からお願いをしているところでございます。

次のページをお願いいたします。それから、集中監視設置率の向上でございます。集中監視システムというのは、左下にございますように、毎日通信で状態を監視しているということでございまして、コスト面や通信特性から、従来設置が困難なところまで設置可能になっておりまして、この設置増が期待されております。LPWAの監視機器の普及に伴いまして、毎日単位での異常の確認が可能になっております。こういった先進技術の活用によりまして、従来の点検項目の一部の省力化が可能になっているところでございまして、非常に生産性の向上につながっている部分もございます。

このようなシステムの向上でございますが、最近、徐々に上がっておりまして、58%程度まで上がってきた状況でございまして、今後ともさらに進めてまいりたいと思っております。

次のページをお願いいたします。ここからはLPガス安心サポート推進運動の見直しの方向性についてでございます。

次のページをお願いいたします。国の定める液化石油ガス2030の目標とアクションプランに基づきまして、令和8年度以降の5年間につきましても、当方としましては、この5年間の状況におきまして明らかになった課題等を踏まえまして、時宜にかなったLPガス安心サポート推進運動を推進してまいりたいと思っております。

全体として、国の高度化計画と連動して、併せてございますが、令和8年度以降は、ここに黄色でマークしておりますが、質量販売に係る事故防止対策を新たに入れた形で行ってまいりたいと思っております。

次のページをお願いいたします。赤字の部分でございますが、一番下のところ、質量販売に係る事故防止対策も新たな重点項目として取り組んでまいりたいと思っております。

次のページお願いいたします。私どもとしましては、ここにございますように、分類としましては中分類、小分類、アクション項目とございますけれども、まずは消費者に起因

する事故対策につきましては、消費者の方々に対しまして L P ガスの安全な取扱い及び各警報器の重要性についてのさらなる周知活動を図ってまいりたいと思っております。

それから、販売事業者に起因する事故対策でございますが、他工事事業者による掘削事故等の防止を目的とした周知活動の強化を図ってまいりたいと思っておりまして、他工事事業者の方々だけではなくて、消費者の方々に向けましても、当然そういった事故があるということで認識を深めていただけるような活動を行ってまいりたいと思っております。

それから、質量販売、先ほど経済産業省から御説明があったとおり、最近事故が増えてございまして、事故防止を目的として発刊しているマニュアル等の普及を引き続き行いまして、さらなる事故防止に努めたいと思ってございます。

以上でございます。

○大谷委員長　　ありがとうございました。次に、特別民間法人高压ガス保安協会より、資料 1—3 に基づいて説明をお願いいたします。

○及川オブザーバー　　それでは資料 1—3 に基づき、特別民間法人高压ガス保安協会における石油ガス安全高度化計画2030の取組状況及び振り返りについて御説明いたします。

私は、特別民間法人高压ガス保安協会、保安技術部門の及川と申します。よろしくお願ひいたします。私ども KHK は、高压ガス保安の中核団体として、検査、認定、教育、試験といった業務を実施しております。

それでは、次のスライドをよろしくお願ひいたします。こちらのスライドにつきましては、液化石油ガス安全高度化計画2030における KHK の 5 つの役割を示してございます。この表のとおり、2030 の達成に向け、KHK では具体的な活動として事故調査、周知、教育、基準作成、そして警報器の検定などを実施してございます。次のスライドから具体的な活動内容を報告いたします。

次よろしくお願ひいたします。こちらのスライドでございますが、まず私どもの活動の 1 つ目であります事故調査と情報整理となります。

1 つ目の事故調査についてでございますが、私ども KHK は 1963 年の設立以来、類似事故の再発防止の観点から、事故の発生時にその原因を調査し、そして私ども KHK 内に設置しております第三者委員会などで検討しまして、その調査内容を関係者に提供する、周知する、こういったことをやってきてございます。

本日こちらの資料に掲げてございます重大事故につきましても、KHK として調査を実施いたしました。2020 年 7 月の福島県の事故でございますが、これは計画の開始前ではあ

りますけれども、休業中の飲食店の店舗における、工事中の事故ということで、非常に多くの人的、物的被害を伴う事故でございましたので、これらについても注視してやってきてございました。

また、2021年の秋田県での落雪を伴う爆発火災事故につきましては、先ほど経済産業省様の御説明にもありましたとおり、落雪による配管等の折損が起因となっているということで、私どもも職員を派遣し、その調査などをしてきてございます。このような重大事故が発生した際ですけれども、私どもとしては、その調査に基づきまして再発防止のための周知をホームページなどで実施してございます。

また、続きまして、下の自然災害への対応でございますけれども、こちらのほうは東日本大震災を契機に、L Pガス災害対策マニュアルをまとめまして、その後、風水害など自然災害が発生した際に改定などを実施してございます。

記載の部分でございますけれども、こちらのほうは、特に安全高度化計画が出されてから豪雨、大雨が発生しましたので、その対応を示してございます。こちらについてはマニュアルの見直しとともに動画でも公開して、その対策を説明しているところでございます。

また、記載はございませんが、地震に関しては2016年の熊本県の地震、あるいは、2024年の能登半島地震、こういったものを踏まえて今現在、改定作業を実施しているといったところでございます。

次のスライドをお願いいたします。こちらのスライドは、先ほど御説明したところを詳しく対策などを例示したものでございますので、後ほど御確認をいただければと思います。

次のスライドをお願いいたします。2つ目の活動でございますが、L Pガス安全委員会による周知啓発の活動でございます。

私どもKHKは、1969年のL Pガス安全委員会の発足以来、事務局として当該委員会の活動を支援し、特に一般消費者の皆様、L Pガス販売事業者の皆様にパンフレット等の配布などを実施して情報提供を行う、あるいはL Pガス全体の安全な取扱いについての啓発を実施させていただいております。

また、L Pガス販売事業者の皆様に対しましては、表彰制度を設けまして実施しているところでございますが、全体として保安意識の高揚を図っているところでございます。

具体例として、まず1つ目として掲げさせていただいているのは、家庭用、業務用のL Pガス保安ガイドというパンフレットを作りまして、配布させていただいてございます。内容は、日本語だけではなくて外国語のものも含めまして計12か国語を用意してございま

して、4年間で320万枚作成、配布してございます。

また、次の(2)でございますが、先ほど申し上げましたとおり表彰制度を設けまして、高压ガス保安協会会長表彰、それからLPGガス安全委員会会長表彰、こちらのカテゴリーで、4年間で延べ220者の方の表彰をさせていただいてございます。こちらの表彰については、先ほどのとおり経済産業省様におかれましても同時に実施しているものでございます。

次のスライドをお願いいたします。こちらのスライドも先ほどのパンフレット、あるいは表彰の状況を御説明したものでございますので、後ほど御確認いただければと思います。

次のスライドをお願いいたします。こちら3つ目の活動ですけれども、講習等による保安教育の実施状況でございます。

まず1つ目が保安講習の実施という点でございます。KHKは、設立以来、保安講習を実施しているところでございます。液化石油ガス分野におかれましては、液化石油ガス法の制定以来、法定講習を実施しているところでございますが、この内容については、資格取得、あるいは法令上の受講義務のあるものがございます。これら講習に関しまして、この4年間で約19万人の方が受講いただいております。

また、義務講習についてですけれども、これはあくまでも受講義務のある方々だけに案内しているわけではなく、周囲の関係者の方も受講できるようにPRいたしまして、より多くの方が受講できるような活動も進めているところでございます。

また、その実施方法につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大ということもありましたので、2022年からインターネットを利用するオンラインで実施しております。受講者の方が柔軟に受講できる環境を整備してきているところでございます。

続きまして、(2)保安情報説明会の情報提供でございますが、これは私どもが自主的に実施しているセミナーでございます。法令改正や事故の情報、最新のトピックス、こういったものを提供してございます。4年間で延べ800人が受講されたところでございます。こういったところで私どもは先ほどの事故情報なども水平展開しているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。4つ目の活動につきましては、私どもがまとめておりますKHKの自主基準、KHK Sの作成についてでございます。

私どもKHKは、高压ガスに関する保安を促進するために、スライド右下のような体制図に基づきまして、分野ごとに規格委員会を設置してございます。高压ガス保安協会規格、

K H K S の整備、公表につきましては、分野ごとで実施するところではございますが、今回は液化石油ガス分野について御案内、御紹介させていただきます。

まず(1)でございますが、私どもは液化石油ガス分野において29の規格、基準を整備してございまして、こちらを3か年の計画に基づいて順次改定してございます。記載の3つの規格につきましては、この4か年の中で実施した例を掲げさせていただいております。

また、検討のプロセスでございます。これは(2)に書いてございますが、タイトルのとおり、公平、公正、公開にのっとって手続を進めているところでございます。この基準検討時につきましては委員会で公開してございますし、パブリックコメント等を実施して、公平性、公正性を高めているところでございます。

また、K H K S の改正動向、あるいは委員会の開催状況もK H K のウェブサイトで確認できるようにしてございます。

次のスライドをお願いいたします。こちらが最後、5つ目の活動でございますが、ガス漏れ警報器の自主検定の実施状況でございます。

私どものガス漏れ警報器の検定でございますけれども、液化石油ガスに関するものについては1970年から実施してございます。ガス漏れ警報器につきましては、御案内のとおり、一般消費者の皆様に身近な安全器具で事故防止効果を非常に発揮できるものだと考えてございます。こちらの検定を、直近では約1,000万個実施しているところでございます。

また、(2)のとおり新技術への対応につきましても検討を進めているところでございます。

次のスライドをお願いいたします。こちらのスライドにつきましては、今後のK H Kにおける5年間の取組を御説明するものでございます。

先ほどの経済産業省様からの御説明にありましたが、これまでの事故対策としては、ハード対策を中心にL P ガス安全器具普及運動を官民挙げて実施してきたところでございますけれども、その結果、1990年代までに100件を下回るまでに減少してきたところでございます。

その後、2005年から上昇傾向に転じているところではございますけれども、安全高度化目標を掲げた時点からの変化点といったものを見ていきたいと思います。まず、こちらに掲げてある4つの環境の変化という点についてでございます。

1つ目でございますが、自然災害の多発化、激甚化という点でございます。これはちょっと繰り返しのところもありますが、最近ではやはり台風、風水害、地震といったところ

が非常に頻発化、激甚化してございます。特に大雨でも数十年に1度といったフレーズで多く報道される、あるいは昨年や今年も地震が発生して大規模地震との関連性、こういったものも取り上げられているところでございます。

また、その隣の設備の更新やリフォームといった形の工事の増加という点でございます。これも少子高齢化を背景に新規着工、住宅件数などは伸び悩んでいる一方、既存住宅のリフォーム、あるいは既存設備の更新、見直しというのですか、そういった工事が増えていく実態がございます。こういった工事が増えるということは、事故リスクも高まると考えているところでございます。

そして、3つ目でございます。外食産業の活性化・外国人労働者の増加という点でございます。こちらについてはコロナ以降、外食産業につきましては、一時はかなり悪化したところもありましたけれども、その後はインバウンド需要で増加して、今は成長の分野に転じている。また、インバウンドとは別に、外国人労働者もコロナ以降、急速に今伸びているといった状況です。こういった労働市場も大きな変化が見られているところでございます。

そして、4つ目のキッチンカーの増加でございます。これはコロナ以降ですけれども、やはり外食産業がかなり苦しいところで、中食という文化が新たに生まれたと我々は考えてございますし、そういった報道もされてございます。これが定着化されまして、コロナ以降も低コストでの参入ができる、あるいはテイクアウト文化が定着する、こういったところもあって成長している分野だと考えてございます。

こういった変化点を捉えていろいろやっているわけでございますけれども、我々、KHKとしては冒頭のとおり、これまで事故調査、それから周知、教育、基準作成、こういった活動を推進することで、安全高度化計画2030に対して人身事故を抑えるために取り組んできたところでございますけれども、これは中間地点ではございますが、一定の成果があったのではないかと考えているところでございます。

今後については、先ほどの変化点にスコープを当てまして、自然災害であれば有効な器具に関するKHK Sの検討、あるいは質量販売や他工事業者、こういったところによる事故防止という点については、一般消費者の皆様や販売事業者の皆様に対する周知や保安教育といったことを充実化して、今後の安全高度化計画2030に向けて達成するように取り組んでいきたいと考えている所存でございます。

説明は以上となります。ありがとうございました。

○加藤委員 すみません、加藤ですけれども、最後のページのところが現状とこれから課題に対する私たちの考え方であったり、あるいはメッセージでありますので、その点だけちょっと補足させていただければと思います。簡単にさせていただきます。

まず、こういう流れなのですけれども、要するに事故件数自体は、大局的に見ると、ほぼ底打ちをしたような状態になっているのかなということですが、これを全体としてさらに、言わば底割れしていくような状況にまで持っていくのか。ですので、今の安全の状況を維持するスタンスを取るのか、あるいは加速するスタンスなのかによって、この辺りの内容の当否は問われていかなければならぬのではないかと私ども自身としても考えています。

また一方で、変化点というのがいろいろ出てきています。ここは幾つか既に掲載させていただいておりますけれども、その変化点に対する有効な対策はどういうもので、それをどのような強度で捉えていくべきなのか。それから、いろいろな利害が関係者の間で異なるてくるわけでありますけれども、そういうものをどのようにして折り合いをつけながらやっていくのかがすごく大事になってきます。

ですので、我々としては、もちろん事故件数の推移は押さえるわけありますけれども、事故そのものの質的な評価、内容でありますとか事故の性状がどうだったのか、それから、政策対応も幾つか打たれ、これは私どもの対策も含めて打ってきているわけなのですが、その政策効果は具体的にどうだったのか、そういうことを総合的、俯瞰的に捉えて的確なP D C Aを回すことが必要だろうと考えております。

いずれにしても、安全確保はソーシャルガバナンスの観点から、しかるべき対応することによって達成されると考えておりますので、今回の計画の見直しでありますけれども、そういう観点でしかるべき対応をされていくことを私たちとしても僭越ながら期待しておりますし、その過程でK H Kとしても応分の貢献をしていきたいと考えているところでございますので、ちょっとこの点だけ補足で申し上げました。ちょっと時間、恐縮でございます。ありがとうございました。

○大谷委員長 ありがとうございました。

以上、御説明いただきましたが、本件につきまして御意見、御質問等がありましたらお願いいたしたいと思います。発言を希望される方は挙手ボタンを押していただくか、あるいはチャットでも構わないと思いますので、何か発信をしていただけるとありがたいです。よろしくお願ひします。

それでは、ガス警報器工業会様から御意見があるようですので、お願いいいたします。

○権藤オブザーバー　　ありがとうございます。ガス警報器工業会専務理事をしております権藤と申します。

本日、当工業会の資料は、石津ガス安全室長から御紹介いただきましたように、最後の方に参考資料2とありますので、お時間が許せば御覧いただければ光栄でございます。

今回申し上げさせていただきたいのは、ガス安全室さんの資料1—1の32ページの中間評価（まとめ）（案）について、上段の四角囲みの2つ目の丸には「他方、販売形態別で質量販売、起因者別で消費者及びその他、・・・、指標を上回る状況」とありますので、その対策となる下段の四角囲みの中で3つ目の丸では「加えて、指標を上回る項目（質量販売における傷害事故、」の次に「消費者及び」という言葉を加える必要があるのではないかと意見させていただければと存じます。消費者起因による傷害事故が指標を上回っているにもかかわらず抜けている理由がちょっとよく分からぬというか、そこを加えていただきたいというのが意見でございます。

まさに当工業界のガス警報器に関する意見ですが、34ページの「見直しの方向性（案）の全体像」における業務用施設について、業務用施設に限らず「一般消費者等」と記載されていますので見直しの方向性には意見ありませんが、このページの柱書きのところにも指標を上回る項目として、消費者起因による傷害事故について欠落されているのではないかと意見させていただければと思います。

以上、どうぞよろしくお願いいいたします。

○大谷委員長　　御指摘ありがとうございます。それでは、次に笠井委員お願いします。

○笠井委員　　横浜国大の笠井です。

資料1—1のスライド、幾つかあるのですけれども、スライド24です。この分類というのは、アクションプランの各項目で大分類、中分類、小分類とあって、事故事例から考えると合理的であると思います。各団体の取組もこれに基づいてされていまして、常日頃より保安活動をされているということで、各団体の活動もかなり合理的でありますので、保安が保たれているのではないかと思っています。ですので、これからもこの分類自体はそれほど大きく変える必要はないのではないかと思いました。その上で、実技講習とかXとかで新しい取組もされているということなので、この分類に基づいて新しい取組をされてほしいと思っています。

さらに、先ほど皆さんが言っていたように現状、人手不足とか外国人労働者という問題

があるので、やはり一番最後のスマート保安とか新技術の導入のところを広げていくことが我が国の保安にとって重大になるのではないかと思っています。これが意見です。

次がスライド29になります。新たな取組でX、すばらしいことだと思いまして、周知の仕方としては、事故事例の紹介ではなくて、安全対策の効果とかヒヤリ・ハット事例の紹介などもあればいいなと思いました。

警報器の設置というところを見ますと、ガス警報器工業会のほうから、やはりつけていてよかったとか、お手柄とかという表現で安全対策の効果、最終的にはそこが事故を防ぐ要でもありますので、その効果もこれからの周知の仕方として、ただ単に事故事例が幾つになったというだけではなくて、そういうった安全対策の効果も周知していくことが重要ではないかと思っています。

ここで質問なのですけれども、5.6万、5.4万、4.8万と、ほかが1万以下なのですよね。何が周知の仕方として違ったのでしょうか。

○大谷委員長 御回答いただけますか。

○石津ガス安全室長 質問に対してはこちらで回答させていただきたいと思います。ガス安全室の石津です。

こちらの周知に関しましては、CO中毒事故防止の観点とか業務用の観点など、関連のあるところに広報するときには、下に書いております関係省庁に御連絡をさせていただき、リポストをしていただきました。関係省庁のほうで、自分たちに関連するものに関して選んでいただいてリポストをいただいているので、その関係で、リポストがあるところはかなり伸びている。特に消防庁とか厚労省とか、かなり多くの方が関心を持っていらっしゃるということなので、そこの周知はかなり大きかったのかなと思っております。

○笠井委員 皆さん関心があるのが、やはり飲食店の換気とか警報器なのかなと。だから、そこに届いて、ほかの一般消費者向けみたいなところは1万で収まっているのかなとか、ちょっと思ったのですけれども、そうすると、ちょっと分からぬということですね。

○大谷委員長 今のお話だと、何か厚労省がリポストすると効いているのではないかと。

○笠井委員 そういうことですかね。分かりました。

次、最後の質問なのですけれども、KHK様の資料のスライド7です。やはりここの資格とか講習が保安活動の技術的な支えになると思うのですが、人手不足とかがあるので、この推移というのはどうなっているのでしょうか。人数の推移とか、もう一つは、外国人

労働者への対応とかもされているのでしょうか。すばらしい活動だと私は思っているのですけれども。

○及川オブザーバー　　高压ガス保安協会の及川でございます。

まず、講習の全体でございますけれども、やはりいわゆる労働者人口の減ということもあって、こちらが漸減傾向であるので、何とか維持できるかどうかというよりも、若干減っているのが実状でございます。

○笠井委員　　ですので、減り方として若干なのかとか急激なのかとか。

○及川オブザーバー　　ゆっくりというのですか、その時々によりますけれども、今は全体を見ますと、かなり漸減、ゆっくり減っているという形です。

○笠井委員　　不安を感じるほどではないということですね。

○及川オブザーバー　　はい。

○笠井委員　　分かりました。

○及川オブザーバー　　一方で、外国人労働者に向けてですけれども、こちらについてはまだ私どもも検討段階で、そういうたった講習をやっているということはございません。

○笠井委員　　そうですか。分かりました。ぜひそこら辺も事故を見ながら、増えていくようでしたら何かしら必要になるかと思います。よろしくお願ひいたします。

○及川オブザーバー　　ありがとうございます。

○笠井委員　　私からは以上でございます。ありがとうございました。

○大谷委員長　　ありがとうございました。それでは、次に藤田委員お願ひいたします。

○藤田委員　　藤田です。よろしくお願ひします。

まず、アクションプランの最初の資料1—1ですが、重大事故についてのスライドで、死亡事故がなくなっているのは、ものすごく評価されるべきことなのだろうと思います。そうなってくると、今度は傷害事故を減らしていくことになると思うのですが、そんなに数が多くなくて、これを減らしていきたいとなると、しっかりした原因調査と、減少させるためにその原因をどのように対策に結びつけていくかという体系的な調査が必要になってくると思うのです。

去年も申し上げたかもしれないのですが、第三者委員というか、様々な分野の専門家が集まって時間をかけて原因を調査し、同じ事故を防ぐためにどういう対策が取れるかということを、多分この場でするとなかなか時間もないですし、半端なことになってしまふと思うので、しっかりと腰を据えて行う委員会を立ち上げて、ちゃんとその結果にリーチする

ような事故調査を体系的につくるのがいいのではないかと思いました。

もう一点、SNSの対策について、先ほど笠井委員もおっしゃっていたところですが、アクセシビリティの問題がちょっと気になっているところです。KHK様などは、かなりアクセシビリティを気にされて、例えば外国語での発信をされているかと思いますが、やはりガスを扱う方、先ほど外国人労働者の方が増えたとおっしゃっていましたが、必ずしも日本語に堪能な方ばかりではないと思います。それを外国語で発信するのか、あるいはやさしい日本語、震災のときに度々話題になりますが、やさしい日本語で発信するのかは別として、何かそのように必ずしも日本語が主でない方に対しても発信するような対策ができたらいいのかなと思いました。

私からは以上です。

○大谷委員長　　ありがとうございます。後ほどまたコメントはいただけますので、続いて、倉田委員お願いします。

○倉田委員　　倉田でございます。よろしくお願いします。ほかの委員の先生と重なる部分もございますが、2点発言させていただきます。

1点目は、資料1—1の33ページ、高度化計画2030の見直しの方向性についての②で人手不足や外国人労働者の増加が指摘されております。少子化による人口減少が続く中で、この傾向は今後より一層強まると考えます。

外国人の方々が飲食店で働いていてガスを利用したり、工事業者として働いていたり、もちろん家庭でもガスを利用したりと、様々な場面でガスの利用が考えられます。その際に、日本語での説明が理解の壁とならないように、ガス利用に関するリーフレット等の翻訳、多言語化を進めていただきたいと思います。高圧ガス保安協会様の保安啓発やパンフレットは12か国語用意されているとの御説明がありましたが、ほかの部分でもお願いしたいです。

また、伝え方ですけれども、地域に暮らす外国人の方々の生活を支援するNPOの活動などもありますので、そういった団体を通して必要な情報を届けるという方法もあるかと思います。日本に暮らす外国人の方々のガスの安全利用のためにも御検討いただきたい点でございます。

2点目は、資料1—1の29ページで、Xを利用したガス安全広報を私も拝見いたしました、これまでパンフレットなどによる広報が多かったと思うのですけれども、こうしたSNSを利用した広報は、若い世代へのよいツールになっているのではないかと思います。

ぜひ消費者保安月間だけでなく、今後も継続していただきたいです。

また、高齢世代はこうしたデジタル化された情報へのアクセスが難しく、デジタルディバイドの問題もありますので、リーフレットの作成や対面での講習会などの継続もお願いしたいと思います。

以上でございます。

○大谷委員長 ありがとうございました。それでは、続いて小笠原委員お願ひいたします。

○小笠原委員 いろいろ御説明いただきまして、ありがとうございました。初めて参加させていただいたので、感想と、もしかしたらちょっと見当違いかもしれないのですけれども、感じたことをお話しさせていただきます。

まずは、1979年の最多から、皆様の努力で非常に事故が少なくなって、特に死亡事故はゼロ件で推移しているということで、いろいろな技術の開発ですとか皆様の努力で減ってきたということが分かりまして、敬意を表します。なおかつ、まず事故等を減らしていくということで、手綱を緩めず、皆様が知恵を図っているということで、それに私も協力させていただきたいと思っています。

時代が変わって、キッチンカーですか、そういうものが増えたとか、外国人が増えていることで、対応されていることが分かりましたし、技術の通信で監視するということで、どうしてもヒューマンエラーとかが起こる中で、そういうものを活用していくのはすごく重要なと思っております。

それから、皆様おっしゃっているように、Xの活用はすごくいいと思いました。これからさらに進展させていくことをお願いしたいと思っておりまして、もちろん強化月間に御案内するのはいいと思いますし、何かちょっとした事故でも起こったときは関心が高まるときなので、そのときに情報発信をうまく、それに関連したようなものを繰り返し、先ほど笠井委員がおっしゃったようなヒヤリ・ハットとかの例も含めたり、うまくこのように防げたという例を併せて伝えていくことで、皆様の関心に応えていけるのではないかなどということと、私、今までXを使っていないくて、今回の件もあって初めてアプリを入れたような状況ですので、ほかのSNSへの広がりですとか、取りこぼしがないようにパンフレットも引き続きとか、行き届かないような高齢の方には、例えば見守りの方につなげるとか、そういうこともあってもいいのかなと感じました。

それから、リフォーム関係が増えてきていて、リフォームで工事事業者さんの事故でシ

ールを使ったりとかというのはすごくいいと思ったのですけれども、消費者側からも関心を持つてもらうという意味では、もしかしたらもう案内されているかもしれないのですが、私、消費者の相談を受けているので、リフォームですと国土交通省の管轄になると思うのですが、住まいのダイヤルといって、正式名称がちょっと今出てこないですけれども、そこを案内したりするので、そういったところにも周知していくのは1つ手かなと思います。住宅リフォーム・紛争処理支援センターというところがありまして、予算の関係もあると思うのですが、そういったところにちょっと手を伸ばしていくといいかなと思います。

最後に、これから10年間の環境変化ということで、少子化ですかいろいろな災害がこれからも起こっていくだろうと考えられているのですが、10年間は長いので、誰も想定しないようなことが起こることも考えられるのか、それとも、これで十分なのかというのがちょっと分からなかったので、もし予期しないことが起こった場合には、関係者で集まって緊急に対策するとか、そのようなことも事前に考えておいてもいいのかなと思いました。

私からは以上です。今日はどうもありがとうございました。

○大谷委員長 ありがとうございました。次に、浅野委員お願ひいたします。

○浅野委員 浅野でございます。

この間の取組の蓄積が功を奏してきたり、特に情報発信の部分、多言語とかＳＮＳの活用など、本当に御努力いただいて、すばらしいと思います。一方で、ますます外国人の方の人手に頼らざるを得ない状況とか、それから大規模災害の発生予測といったことを考えたときに、さらに徹底した啓発をぜひやっていただければと思っています。

既にその辺はいろいろと出てきましたが、私からは、前回もちょっと申し上げたことと重なりますけれども、災害ボランティアとか地域の防災リーダーに向けて、この啓発をもっともっと掘り起こしてやっていける部分がたくさんあると思います。その辺りは災害ボランティアの全国組織とか、あと今、都道府県レベルでの常設の災害ボランティアのネットワーク、災害ボランティアセンターの常設化も進んでいますし、各地で盛んに防災リーダー育成の研修もやっていますので、そういったところでの情報提供。

それから、研修です。質量販売に関わる研修に関して、もっともっと防災関係者も受講できるようになるといいなと思っています。近年は土砂災害の発生も非常に多いため、実は全国で少しづつ一般の方が小型の重機を扱えるような研修を積極的に受ける動きも出てきているのです。そのぐらい危機感が高まっている。そういう意味では、こうした質量販売に関する緊急対応講習なども、防災リーダーとしてこれを持っているといいよというぐ

らいのところで、ちょっと知られるといいなということ。ただ、現状は全国で4か所でしか行われていないということですので、ぜひ対面の講習も含めて、各全国のブロックでもできるような形になるといいなと思いました。

ですから、既に取り組んでいる事業者さんとか協会さんが、例えばまだ取り組めていないエリアへ出張して、お試しでモデルで研修をやってみるというのもあると思います。ぜひ潜在的なニーズを掘り起こしていただければと思っています。南海トラフとか首都直下地震が起きたら、本当に国難級ですよね。どれだけ人々が生き延びられるのかという大変な状況が想定されることもありますので、ぜひ思います。

私からは以上です。

○大谷委員長 ありがとうございます。御質問等、合図いただいた方は以上なのですが、ほかの方で何か御発言したい方はいらっしゃいませんでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、いただきました御質問などについてコメントがありましたら、全国LPGガス協会、高圧ガス保安協会、事務局の順で御回答をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○村田オブザーバー 私どもに対しての御質問は特になかったと承知しておりますけれども、ただ、いろいろと御指摘ございまして、特に質量販売のところにつきまして、実技講習の重要性は我々も十分認識しております、これについて今回新たに入れていただける方向になったということでございまして、我々としても非常にありがたいと思っております。

以上でございます。

○大谷委員長 ありがとうございます。それでは、高圧ガス保安協会から何かコメントございますでしょうか。

○加藤委員 先ほど質問があつて、講習の数の推移がありました。この辺りは少し中長期的な課題としての危機感を我々としてはものすごく持っています、人手に頼った安全確保というのがなかなか難しくなってきつつある状況の中で、どういう形で自主保安の輪を広げていくのかというのは非常に大きな課題であろうと思っております。その辺りPCAを私どもとしてしっかりと回させていただくということをコメントで申し上げましたけれども、そういう辺りの検討も進めていきたいと思います。

それから、全体として私どもの立ち位置は、今申し上げました自主保安を広げていくということなのですけれども、そういうような観点から、さらにどのような対応をしてい

くべきなのか、幾つかいろいろな講習とか研修で今、こういうことをやつたらいいのではないか、ああいうことをやつたらいいのではないかというような御指摘も多々ありました。そういった辺りも御指摘を踏まえながら、少し私どもの業務の整理をしながら考えていきたいと思っております。御指摘等、大変ありがとうございました。

○大谷委員長 ありがとうございました。それでは、事務局からお願いします。

○石津ガス安全室長 ガス安全室の石津です。事務局のほうから幾つかのコメントに対して御回答させていただきます。

まず1点目、KHKの加藤会長からいただきましたお話の中で、全体を俯瞰した御意見をいただいたと理解しております。引き続き取組については実施していくとともに、KHK様におかれまして、規格づくりや検査を行う視点から御意見等いただきまして、様々な場面で御支援をいただければと存じます。

次に、ガス警報器工業会様からいただきました、消費者向けの部分が抜けているのではないかといった点に関しましては、消費者の中でも一般消費者の中に業務用が含まれておきましたので、業務用というところで集約してしまっている部分がございました。分かるように明示させていただきまして、計画にもその旨、反映させていきたいと考えております。

藤田委員からいただきました事故の検証に関しましてですけれども、LPGガスに関しましては、先ほどKHKさんの説明のところでもありましたが、郡山の事故、秋田の死亡事故に関しましては第三者委員会を設置していただきまして、そちらのほうでの検証を行っております。事故の重大性とか、外部の第三者委員会で調査を行うことは非常に有効でありますので、必要に応じて実施することに対しては検討してまいりたいと思いますし、今おっしゃったのは、死亡事故がほぼなくなっている状態の中でも事故を減らしていくためには、いろいろな検討をしたほうがいいというような御意見だったと思いますので、事故に関しましては委託事業等を我々は行っておりまして、さらにそちらの中で検討も行って深化させていければと思っております。

広報に関しても幾つか御意見をいただきました。倉田委員、小笠原委員、笠井委員、藤田委員からいただいたかと思っております。SNSに関しましては効果的であるといった好意的な意見をいろいろいただきまして、ありがとうございます。SNSのほうは関係省庁とも連携しまして、多くの人に広げていきたいと思っております。時期に関しましても、保安月間のみならず、ほかの場面においても利用していきたいと考えております。

一方、高齢者に向けたケアも必要であるといったところに関しましては、高齢者向けの取組に関しても継続的に、紙であったりとか、地域での活動であったりとか、そういう部分に関しましても引き続き取組を進めてまいりたいと思っております。

また、外国人向けに関する御意見をいただきました。藤田委員、倉田委員だったと思いますけれども、外国人向けの広報に関しましては、既にパンフレット等を作成するなど、関係機関と共にやっておりますけれども、1つ新しい視点といたしましては、やさしい日本語を使ったりというような言葉をいただきました。様々なところで活用させていただければと思っております。

あと、浅野委員からいただきました防災に関するところですけれども、質量販売に関しての項目であったと思います。災害の防災の関係者にもこういった講習の周知が必要なのではないかといった点に関しましては、内閣府のキッチンカーの登録制度に関しては承知しております、内閣府と既に連携等を行っているところでございます。内閣府の災害の登録のページなどにも我々の質量販売の講習ページのリンクをしていただくことも検討しておりますので、進めていきたいと考えております。そのほかの防災関係のところとも連携を進めていければと思っておりますので、また御指示等いただければと思っております。

私からは以上でございます。

○大谷委員長 よろしいでしょうか。

私からもちょっとだけコメントさせていただくと、先ほどKHKの加藤委員がおっしゃっていましたけれども、あくまでかなり安全性は高まっていると思うのです。どこまでやればいいのかというのはすごく難しい問題で、いわゆる蒸気機関が開発された頃から安全に関していろいろな問題が出てきているのですけれども、How safe is safe enoughとイギリスなどでも言われていますが、どこまで安全にしたらいいのかというのは、その辺りの1800年代から言われている課題だと思うのです。だけれども、この状態でこれから下げるには本当に難しいところまで来ているとは思うのです。でも、少しでも下げなければいけないとか、下げたいとしか言えない、もうここまで來たらいいのだとは言えないのが実情だと思いますので、何か打てる手があれば少しでもやっていくというスタンスなのだと理解しております。

あともう一つ気になったのは、先ほどパンフレットで外国人対応とかというのもありましたけれども、私は放送大学に所属しているのですが、放送大学で今一番問題にされているのは障害者対応なのです。合理的配慮ということで、学生に聞くと、ほかの大学より放

送大学は合理的な配慮が一番進んでいるという評価もいただいているのですけれども、あくまで合理的なのですよね。こういうパンフレットに関しても、一々障害ごとに作るなどということは不可能なので、できるだけ合理的に、こういう表現にしたら分かりやすいよねというようなところは少し考えていただくというか、配慮していただけるといいかなと思いました。

それでは、議題1については以上で終了とさせていただきまして、次の議題2のその他について、事務局から何かございましたらお願ひします。

○石津ガス安全室長 次の日程等につきましては、改めて事務局より御連絡させていただきます。

○大谷委員長 ということで、以上をもちまして予定の議題は全て終了となりました。今回の中間報告を取りまとめまして、先ほど資料にありましたように、3月の委員会で実際このように今後進めていきたいということなのですけれども……すみません、笠井委員、もう一回何か発言ございますか。

○笠井委員 思い出したのですが、一昨年も委員の方々から事故調査の詳細ができるといいう御発言があつて、今回もあって、先ほど事務局からお答えあったのですけれども、そのとおりなのですが、私の認識では、高圧ガス保安協会のほうで事故調査委員会があって、このようなLPGガス関係で大きい事故があると、第三者に近い形で詳細解析しているので、何かそれを御披露していただく、あと、その資料も公開しているので、安心されるのではないかと。決して何も詳細解析していないわけではなくて、と思ったのですけれども、もしかしたらそれも御存じなのかもしれません。

○大谷委員長 ありがとうございます。高圧ガス保安協会のホームページに事故の調査結果とかが出ていますので、そちらも御覧になるといいかなと思います。藤田委員。

○藤田委員 よろしいですか。先ほどの私の発言の件だと思うのですけれども、言葉足らずすみません。私が申し上げたかったのは、死亡事故を詳細に調査していただいていることは認識しておりますが、死亡事故がなくなったので、今度は傷害事故についてどの程度やるかということはありますけれども、第三者委員の立ち上げができるかなというようなお話を差し上げたところでした。

というのも、今、私、例えば子供の虐待の死亡の分野で調査をするときには、虐待の死亡事故があった場合、一件一件死亡事故について、その1個の事故にフォーカスする第三者委員を立ち上げるのです。その第三者委員以外に全ての子供の死亡について横断的に判

断して、解析をして、予防対策を考えるというような委員会が立ち上がるのです。そうすると、幾つかの事故から共通に学ぶものが分かるので、そういう意味で横断的な解析というか、事故調査というのがあってもいいのかなと思いました。

以上です。

○笠井委員　　笠井です。

そういった意味でも、死亡事故だけではなくて、そういった共通の認識とか教訓が多く取れるような事故はやっているような認識なのですけれども、すみません、私が言うことではないかもしれません。よろしくお願ひします。

○大谷委員長　　加藤委員、何か補足ございますでしょうか。

○加藤委員　　ありがとうございます。今、事故調査のお話がありました。これはKHKでももちろん担当してやっている部分はあるのですけれども、法律に基づいて、行政当局の政策とタイアップしたような形で、私どもがその対象であるとかをきちっと捉えてやる、そういう構えというかメカニズムになっておりますので、私たちが自発的な意思によって、自由にいろいろな事故調査ができるわけではないということも一方においてございます。そういった辺りもソーシャルガバナンスの観点から、やはり政策とタイアップして今後を見据えていきたいという意味で、私、補足コメントを申し上げましたけれども、まさにそういった流れの中で考えていくべきことなどを捉えておりますので、ちょっとその点だけ補足コメントをさせていただきました。ありがとうございました。

○大谷委員長　　ありがとうございます。ハインリッヒの法則ではないのですけれども、やはり重要な事故に比べると、ヒヤリ・ハット事故の辺りのほうが件数はすごく多いので、社会的な背景を知るという意味では、ヒヤリ・ハットみたいなものを調べるのも大事なのだと思います。ありがとうございました。

それでは、以上で予定の議題は全て終了とさせていただきたいと思います。本日は活発な御議論をいただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——